

外国送金取引の事前確認について

近年、マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与対策の重要性がますます高まり日本および国際社会が取り組むべき課題となっております。

こうした中、当金庫では、対策を適切に実施するため、外国送金取引について以下のとおり事前確認を実施しております。

お客さまにはお手数をお掛けいたしますが、ご理解とご協力をお願い申し上げます。

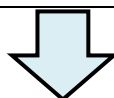
記

1. 事前確認の対象となる外国送金取引

- (1) 初めて外国送金を依頼されるお客さまとの取引
- (2) 直近2年間、外国送金の依頼がないお客さまとの取引

2. 事前確認の流れ

(1) お客さまからのご相談受付
<ul style="list-style-type: none">・送金取引についてヒアリングさせていただきます。・送金内容が確認できる書類の提出をお願いします。・法人、個人事業主のお客さまにつきましては事業内容等、個人のお客さまは収入状況等が確認できる書類の提出をお願いします。 <p>※当金庫ホームページ掲載の「外国送金取引の内容確認に関するお願い」をご参照ください。</p>



(2) お取引店および本部担当部署での確認
<ul style="list-style-type: none">・上記(1)で提出していただいた書類に基づき送金内容の確認をいたします。・事業性のご送金の場合、取引店および本部担当部署の職員が営業所等へ訪問させていただきます。



(3) 確認結果のお知らせ
<ul style="list-style-type: none">・お取引店から事前確認の結果をご連絡いたします。

3. ご注意事項

- (1) ご相談の受付から確認結果のお知らせまで一定の日数を要します。複数回のご来店や追加資料の提出をお願いする場合があります。
- (2) 事前確認の結果、ご依頼をお断りする場合があります。
- (3) 外国送金取引のお手続きの際には、改めて、取引内容についてのご説明や、確認資料等の提出をお願いいたします。
- (4) 事前確認が終了している場合でも、外国送金取引のお手続きに時間を要する場合があります。また、お手続きをお断りする場合があります。

以上

詳しくは、お取引店までお問い合わせください。